

における認知症施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するよう努めなければならない。

第三項の規定は第五項の評価の結果の取りまとめを行おうとする場合について、第三項及び第四項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。

(市町村認知症施策推進計画)

第十三条 市町村(特別区を含む。以下この項において同じ。)は、基本計画(都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画)を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画(次項及び第三項において「市町村計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

市町村計画は、社会福祉法第百七十三条第一項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であつて認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

前条第三項から第七項までの規定は、市町村計画について準用する。

第三章 基本的施策

(認知症の人に関する国民の理解の増進等)

社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい社会教育における認知症に関する教育の推進、認知症の人に関する正しい理解を深めることができるよう、学校教育及び運動の展開その他の必要な施策を講ずるものとする。

(認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進)

国及び地方公共団体は、認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進を図るため、移動のための交通手段の確保、交通の安全の確保、地域において認知症の人を見守るための体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

国及び地方公共団体は、認知症の人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようとする。

う、国、地方公共団体、事業者及び民間団体等の密接な連携の下に、認知症の人にとって利用しやすい製品及びサービスの開発及び普及の促進、事業者が認知症の人に対応するため必要な指針の策定、民間における自主的な取り組みの促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(認知症の人の社会参加の機会の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、認知症の人があ生きがいや希望を持つて暮らすことができるよう、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有することができる機会の確保、認知症の人の社会参加の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

国及び地方公共団体は、若年性認知症の人(六十五歳未満で認知症となつた者をいう。以下この項において同じ。)その他の認知症の人職等に資するよう、事業主に対する若年性認知症の人その他の認知症の人の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護)

国及び地方公共団体は、認知症の人又は家族等が孤立することのないよう、認知症の人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究等の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るため、認知症の人の意思決定の適切な支援に関する指針の策定、認知症の人にに対する分かりやすい形での情報提供の促進、消費生活における被害を防止するための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等)

国及び地方公共団体は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他事項についての調査研究及び検証並びにその成果の活用のために必要な施策を講ずるものとする。

う、国、地方公共団体等の間ににおける連携協力体制の整備、認知症及び軽度の認知機能の障害に応じた適切な保健医療サービスの提供の促進、事業者の運営の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するため、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備、認知症及び軽度の認知機能の障害に応じた適切な保健医療サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(認知症施策の策定に必要な調査の実施)

第十八条 国及び地方公共団体は、認知症の本態解明、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法その他の事項についての基礎研究及び臨床研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

国及び地方公共団体は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他事項についての調査研究及び検証並びにその成果の活用のために必要な施策を講ずるものとする。

認知機能の障害の予防に取り組むことができるよう、予防に関する啓発及び知識の普及並びに地域における活動の推進、予防に係る情報の収集その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十条 国及び地方公共団体は、認知症の本態解明、認知症及び軽度の認知機能の障害に応じた適切な保健医療サービスの提供の促進、事業者の運営の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するため、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備、認知症及び軽度の認知機能の障害に応じた適切な保健医療サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(多様な主体の連携)

第二十一条 国は、国、地方公共団体、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者等の多様な主体が相互に連携して認知症施策に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体に対する支援)

第二十二条 国は、認知症施策を適正に策定し、実施し、及び評価するため、必要な調査の実施及び当該調査に必要な体制の整備を図るものとする。

(認知症施策の策定に必要な調査の実施)

第二十三条 国は、国、地方公共団体、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者等の多様な主体が相互に連携して認知症施策に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(多様な主体の連携)

第二十四条 国は、地方公共団体が実施する認知症施策を支援するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際協力)

第二十五条 国は、認知症施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるものとする。

第四章 認知症施策推進本部

(設置)

第二十六条 認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、認知症施策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本計画の案の作成及び実施の推進に関する事務

二 関係行政機関が基本計画に基づいて実施する施設の総合調整及び実施状況の評価に関する事務

三 前二号に掲げるもののほか、認知症施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。	2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、認知症施策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。
一 基本計画の案を作成しようとするとき。	二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、基本計画の変更の案の作成について準用する。	（組織）
第二十八条 本部は、認知症施策推進副本部長、認知症施策推進副本部長及び認知症施策推進本部員をもつて組織する。	（認知症施策推進副本部長）
第三十条 本部に、認知症施策推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官、健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）第二十四条第一項に規定する健康・医療戦略担当大臣及び厚生労働大臣をもつて充てる。	2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
（認知症施策推進副本部員）	（認知症施策推進副本部長）
第三十一条 本部に、認知症施策推進副本部員（次項において「本部員」という。）を置く。	2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
2 （認知症施策推進副本部員）	（認知症施策推進副本部員）
第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び五年立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八十九号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいふ。）の長並びに特殊法人（法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律	3 3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、基本計画の変更の案の作成について準用する。
（組織）	（認知症施策推進副本部長）
第三十三条 本部に、第二十七条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、認知症施策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。	（認知症施策推進関係者会議）
第三十四条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。	2 関係者会議の委員は、認知症の人及び家族等、認知症の人の保健、医療又は福祉の業務に従事する者その他関係者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
3 関係者会議の委員は、非常勤とする。	（事務）
第三十五条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。	2 2 関係者会議の委員は、認知症の人及び家族等、認知症の人の保健、医療又は福祉の業務に従事する者その他関係者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
（主任の大臣）	3 3 関係者会議の委員は、非常勤とする。
第三十六条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。	（政令への委任）
附 則	（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	（検討）
2 本部については、この法律の施行後五年を用途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。	3 3 前項に定める事項のほか、国は、この法律の施行後五年を目指として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。